

食費と居住費（滞在費）に対する減額制度

介護保険負担限度額認定（特定入所者介護サービス費）のご案内

☆減額制度を利用するためには申請をして認定を受ける必要があります。

介護保険の施設サービス（介護老人福祉施設・介護老人保健施設・介護医療院）や、短期入所サービス（ショートステイ）を利用する場合、食費や居住費（滞在費）は全額自己負担となります。

ただし、以下の要件に該当するかたは、申請をすれば介護保険負担限度額認定を受けることができます。この認定証を施設に提示することで、食費や居住費（滞在費）については限度額内までの支払いとなります。

なお、一部の施設では、この減額制度を使うことができません。ご利用の際は、施設にご確認ください。

■介護保険負担限度額認定該当要件■

以下の要件をすべて満たす場合

1	住民税非課税世帯（世帯員全員が非課税）であること
2	住民票を別にしていない配偶者がいる場合、その配偶者のかたも住民税非課税であること
3	預貯金等の額が一定額以下であること

預貯金等	⇒	預貯金等の基準は以下のとおり利用者負担段階別になっており、段階別に基準額を超える預貯金等がある場合には対象外です。本人の申告で判定します。なお、不正に負担軽減を受けた場合には、それまでに受けた負担軽減額の返還に加え最大2倍の加算金が課せられる場合があります。 第1段階：預貯金などが単身1,000万円以下、夫婦世帯では2,000万円以下 第2段階：預貯金などが単身650万円以下、夫婦世帯では1,650万円以下 第3段階①：預貯金などが単身550万円以下、夫婦世帯では1,550万円以下 第3段階②：預貯金などが単身500万円以下、夫婦世帯では1,500万円以下
配偶者の課税状況	⇒	ご夫婦のうち、お一人だけ施設に入所されている場合（世帯分離が行われている場合）でも、配偶者が課税されている場合は、対象外になります。

預貯金等に含まれるものと確認方法

預貯金等に含まれるもの	確認のための提出書類
預貯金（普通・定期）	通帳の写し（インターネットバンクであれば口座残高ページの写し）
投資信託	銀行、信託銀行証券会社等の口座残高の写し（ウェブサイトの写しも可）
有価証券（株式、国債、地方債、社債など）	証券会社や銀行の口座残高の写し（ウェブサイトの写しも可）
金・銀（積立購入を含む）など、購入先の口座残高によって時価評価額が容易に把握できる貴金属	購入先の銀行等の口座残高の写し（ウェブサイトの写しも可）
現金	自己申告
負債（借入金、住宅ローン）	借用証書など

■提出書類■

1 申請書

2 同意書

3 預貯金、有価証券などにかかる、申請日2か月前までの残高が記載された通帳等のコピー

※通帳は、金融機関名、店名、預貯金種別、口座名義、口座番号の記載されたページのコピーも必要です

◎ご提出いただきました情報、書類については個人情報の厳正な管理のもと負担限度額認定関連の手続き以外には使用しません。

■食費と居住費（滞在費）の負担限度額■（令和6年8月から）

利用者負担段階の対象者	1日当たりの食費		1日当たりの居住費（滞在費）			
	施設サービス	短期入所サービス	多床室	従来型個室	ユニット型個室的多床室	ユニット型個室
利用者負担第1段階	300円	300円	0円	550円 (380円)	550円	880円
・住民税非課税世帯で、 老齢福祉年金受給者 ・生活保護受給者						
利用者負担第2段階	390円	600円	430円	550円 (480円)	550円	880円
・住民税非課税世帯で、 合計所得金額＋課税年金収入額と 遺族年金・障害年金の収入額の合計額が80万円以下のかた						
利用者負担第3段階①	650円	1,000円	430円	1,370円 (880円)	1,370円	1,370円
・住民税非課税世帯で、 合計所得金額＋課税年金収入額と 遺族年金・障害年金の収入額の合計額が80万円を超え、120万円以下のかた						
利用者負担第3段階②	1,360円	1,300円	430円	1,370円 (880円)	1,370円	1,370円
・住民税非課税世帯で、 合計所得金額＋課税年金収入額と 遺族年金・障害年金の収入額の合計額が120万円を超えるかた						
利用者負担第4段階	第4段階の費用負担額は、施設との契約によって決められます。基準費用額（標準的な目安）は以下のとおりですが、具体的な金額は各施設によって異なります。					
認定要件対象外のかた	1,445円	437円 (915円)	1,728円 (1,231円)	1,728円	2,066円	

※（ ）内は介護老人福祉施設（特養）と短期入所生活介護の場合

■特例減額措置（ショートステイは除く）■

住民税課税世帯のかたも、以下の①～⑥の条件全てを満たす場合は、負担減額認定を受けることができます。
住民税課税の高齢夫婦世帯などで一方が施設入所することにより、在宅の世帯員が生計困難に陥らないように、食費や居住費の負担限度額を設定する措置です（申請が必要です）。

① 世帯の構成員が2人以上いること ② ショートステイ以外の介護保険施設利用者であり、利用者負担第4段階の食費、居住費の負担となること ③ 世帯の年間収入から、施設の利用者負担（1割負担から3割負担、食費、居住費）の見込額を除いた額が80万円以下になること （収入とは、公的年金等の収入金額とその他の合計所得金額との合計をいう） ④ 世帯の現金、預貯金等（有価証券、債券等含む）の額が450万円以下であること ⑤ 日常生活のために必要な資産（居住する家屋など）以外に利用し得る資産を所有していないこと ⑥ 介護保険料を滞納していないこと	左記条件③に該当しなくなるまで、食費と居住費のどちらか、又はその両方に、利用者負担第3段階②の負担限度額を適用
--	---

・特例減額措置を申請する場合は、認定申請書の他にも資産状況の申告書や預金通帳の写しなど、収入を証する書類の提出が必要です。必要な書類については、介護保険給付係までお問い合わせ下さい。

申請先および問合せ先
目黒区健康福祉部介護保険課介護保険給付係
〒153-8573 目黒区上目黒2-19-15 電話：03-5722-9847（直通）